

## 第87回徳島県個人情報保護審査会会議議事録

### 1 開催日時

平成28年12月26日（月）午後1時10分から午後3時40分まで

### 2 開催場所

徳島県庁11階 1106会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

大道委員，坂田委員，末吉委員，南波委員，松永委員

#### (2) 事務局

監察課 熊尾情報公開個人情報担当室長 ほか

### 4 審議の内容

#### (1) 徳島県個人情報保護条例の一部改正について

- ・個人情報保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備することについて

#### (2) 不服申立事案の審議について

- ・「児童記録」の部分開示決定事案
- ・「県有車両等事故速報」の非訂正決定事案
- ・「刑事を呼んだ理由がわかる文書」の開示請求拒否決定事案

### 5 議事の概要

別紙のとおり

(別紙)

## 【開 会】

会 長 　ただ今から、第87回徳島県個人情報保護審査会を開会いたします。  
　本日は、まず、監察課の諮問事案である「徳島県個人情報保護条例の一部改正」について公開審議を行います。その後、会議を非公開として、不服申立事案の審議を行います。

## 【審 議】

### (1) 徳島県個人情報保護条例の一部改正について

会 長 　それでは、「個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備すること」について、審議を行います。  
　まず、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　前回の審議で、個人情報の定義、要配慮個人情報の定義、事業者に係る規定について結論をいただきましたが、事業者に係る規定について、前回案で削除としていた条項において修正案がございますので、再度審議をお願いします。

- ・ 条例第45条第3項について

（前回案 削除 → 修正案 存置）

「事業者は、特定個人情報を適正に取り扱わなければならない」という事業者に対する一般的な責務規定になっており、今回の法改正において状況が変わったわけではなく、削除する理由が特にないため。

- ・ 条例第46条第1項（事業者に対する指導及び助言）について

（前回案 削除 → 修正案 存置）

個人情報保護法第41条「個人情報保護委員会は、前2節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。」の規定により、条例第46条第1項は、個人情報保護委員会の権限に含まれてくるため必要ないと考えていたが、条例の解釈運用においては、個人情報保護法第12条「地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」の事業者への支援のような内容であり、5千以下の個人情報を取扱う事業者に限ったものではないと考えられるため。

今回の個人情報保護法の改正で5千以下の個人情報を取扱う事業者についても法の適用対象となったことから、5千以下の個人情報を取扱う事業者を対象としていた条項（条例第46条第2項及び第47条）については削除、また、今回の法改正において要配慮個人情報という概念が導入され、民間事業者においての規定も新設されたことに伴い条例第45条2項については削除、それ以外の条項については存置という整理としておりますので、その点について、審議をお願いします。

会 長 　条例第45条第3項と第46条第1項については、残してはどうだろうかということですね。

前回の議論も踏まえて、何か御意見、御質問はありますか。

委員 条例第46条は、解釈・運用では支援としか読み取れず、強制的に何かをなささいというような指導ではないと思いますので、修正案のとおりでいいかと思います。

会長 残しておいた方がいいだろうということですね。

委員 はい。

委員 条例第46条第1項以外に、支援を規定した条項はないですよ。

事務局 はい。

委員 条例第46条1項は、「自主的に講ずることができるよう指導及び助言」ということで、もともと指導と言っても、県がこうしなさいというのではなく、自主的にやれるようサポートしますという条例であり、支援という意味合いが強いですよね。

指導という言葉と条文の体裁が合っていない気はしますが、削除することもないかと思います。

会長 どうでしょうか。修正案のとおり、存置する方向でいいですか。

委員 はい。

会長 では、そういう方向で答申ということにしましょう。

事務局 (答申案について説明)

会長 何か御意見ありますか。

委員 個人情報の定義で、「明確化する」というのは、どういうことですか。

事務局 個人識別符号について明確になるということです。個人識別符号については法律と同一にしますが、個人情報の定義としては、「生存する」という言葉が入らないという点が法律と違っておられますので、法律と同一にするというのではなく、明確化するということにしております。

センシティブ情報(要配慮個人情報)については、前回の御審議のとおり、法律と同様に列挙し、同一の定義にさせていただきます。

会長 何か御意見ありますか。なければ、このままで答申とします。

委員 (特になし)

会長 では、これで答申ということで、体裁だけ整えてください。

以上で，本件事案の審議を終了し，不服申立事案の審議に移ります。

**【以下，非公開審議】**